

**【表紙】**

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                        |
| 【提出先】      | 近畿財務局長                       |
| 【提出日】      | 2022年12月27日                  |
| 【会社名】      | 株式会社タカトリ                     |
| 【英訳名】      | Takatori Corporation         |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 増田 誠                 |
| 【本店の所在の場所】 | 奈良県橿原市新堂町313番地の1             |
| 【電話番号】     | 0744(24)8580                 |
| 【事務連絡者氏名】  | 専務取締役管理本部長 岡島 史幸             |
| 【最寄りの連絡場所】 | 奈良県橿原市新堂町313番地の1             |
| 【電話番号】     | 0744(24)8580                 |
| 【事務連絡者氏名】  | 専務取締役管理本部長 岡島 史幸             |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【提出理由】

2022年12月23日開催の当社第66回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年12月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項並びにその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額163,806,120円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年12月26日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、当社定款の一部を変更する。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として増田誠、松田武晴、岡島史幸、重富謙一、川村真の5氏を選任する。

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議結果

| 決議事項  | 賛成(個)  | 反対(個) | 棄権(個) | 賛成割合(%) | 可否要件 | 決議結果 |
|-------|--------|-------|-------|---------|------|------|
| 第1号議案 | 30,886 | 156   | 0     | 99.46   | (注)1 | 可決   |
| 第2号議案 | 30,925 | 129   | 0     | 99.58   | (注)2 | 可決   |
| 第3号議案 |        |       |       |         |      | 可決   |
| 増田 誠  | 30,510 | 514   | 0     | 98.25   | (注)3 | 可決   |
| 松田 武晴 | 30,496 | 528   | 0     | 98.20   |      | 可決   |
| 岡島 史幸 | 30,528 | 496   | 0     | 98.31   |      | 可決   |
| 重富 謙一 | 30,519 | 505   | 0     | 98.28   |      | 可決   |
| 川村 真  | 30,551 | 473   | 0     | 98.38   |      | 可決   |
| 第4号議案 | 30,482 | 572   | 0     | 98.16   | (注)1 | 可決   |

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

株主総会前日までの事前行使分及び株主総会当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したことから、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認が出来ていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上